

福祉司の育成急務

虐待対策増員 自治体「体制作りを」

政府が20日に決定した児童虐待防止の緊急総合対策では、来年度から4年間で児童福祉司2000人の増員を盛り込んだ。児童相談所を設置する自治体からは歓迎の声が上がるが、採用後の人材育成には時間がかかり、ス

(16〜19年度)に上乗せする。児童福祉司の配置基準は、現行計画では「人口4万人に1人以上」だが、今回の対策で「同3万人に1人以上」に引き上げる。今回の対策は、児童福祉司を550人増や「児相強化プラン」

50から約40にまで減らし、きめ細かな対応ができるようにする。保護した子どもの受け皿となる里親の養育支援や市町村支援にあたる児童福祉司も追加で配置する。

ただ、「4万人に1人以上」の基準でさえ、児相を設置している47都道府県、22市のうち、19自治体(昨年4月時点)しか達成していない。

東京都家庭支援課は「増員はありがたいが、現行目標でもあと100人は必要。福祉職の勉強をした人でも、法律や虐待の現場などさまざまな経験をしてやると一人前で、採用後の育成体制に限りがあるため、いっぺんに採用するのは不可能だ」と指摘。大阪府家庭支援課も「教育のための体制整備も必要だ」と話している。【横田愛

政府が20日に決定した児童虐待防止の緊急総合対策は、新たな悲劇を防ぐ有効な手立てとなるか。意義と課題を現場に詳しい識者に聞いた。【聞き手・坂根真理】

論点

注目すべきポイントは、児童福祉司が約2000人追加配置されること。ただし、重要なのは2000人の専門性を担保することだ。子どもや家庭への適切な支援を判断する際、専門性と経験が必要となるが、「緊急総合対策」には職員の資質の向上を図る具体策が乏しく、その方策について検討を急ぐべきだ。

早速、提案したいのは、児童相談所に弁護士を常勤させることだ。児童福祉司の専門性を高めるためにも、法律の専門家である弁護士を児相に配置

児相 弁護士配置を

福岡市子ども総合相談センター
藤林武史所長



することは効果がある。福岡市は全国で初めて、常勤の弁護士を配置した。子どもの安全確保のため職員が子どもを一時保護すると、親から「子どもを勝手に連れ去った」「裁判に訴える」と怒鳴られる。こんな経験を重ねる中で職員は疲弊してきたが、所内にいつも弁護士がいて法的に妥当であるというバックアップがあれば、親から何をいわれても職員は確信を持って保護できる。

我々は「説得」ではなく「法律」で子どもを守るのだから。

今回の「緊急総合対策」の方向性は支持できる。重要なポイントは「暮らす場所や年齢に関わらずすべての子ども」を対象にした体制の構築を目指していることだ。

対策では市区町村の体制・専門性強化が盛り込まれている。妊産婦からの切れ目ない支援を担う子育て世代包括支援センターと連携し、地域の関係機関や資源を「面」でつなぐ施設「子ども家庭総合支援拠点」(現在約2割弱の自治体が設置)の設置を促進することが鍵だ。支援拠点のチーム

支援拠点設置 課題

日本大学危機管理学部
鈴木秀洋准教授



内では、弁護士、医師、臨床心理士らが日常的に協議や同行できるシステムを作っておく必要がある。

児童相談所機能の強化と市区町村の体制強化はセットだ。

児童相談所に立ち入り調査などの迅速な強制介入を徹底させるのであれば、一方で地域での切れ目のない面での支えは必須である。どんな親の下に生まれ、どの地域に住もうとも、安心して笑って毎日を過ごす権利がすべての子どもにある。